



2022年12月28日

各位

会社名 キューピー株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 高宮 満  
(コード番号 2809 東証プライム)  
問合せ先 経営推進本部長 北川 岳史  
(電話番号 03-3486-3331)

## 当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）の非継続（廃止）について

当社は、本日開催の取締役会において、「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）」について、これを継続せず、その有効期間が満了する2023年2月開催予定の当社第110回定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、上記対応方針の廃止に合わせて、当社定款における買収防衛策に関する規定（第46～47条。その内容は別紙記載のとおり）を削除する予定であり、第110回定時株主総会に定款変更の議案を上程する準備を進めておりますので、併せてお知らせいたします。

### 記

当社は、2008年2月開催の当社第95回定時株主総会において、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に照らして不当な企業買収が行われることを防止するための取り組みとして「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、本対応方針）を導入することについて、株主の皆様のご承認をいただきました。

その後も、本対応方針（有効期間3年）については、大量買付けに関する日本の法制度や敵対的買収の発生状況などに照らしても一定の意義と必要性が認められるとの判断から、内容の一部変更を行いながら過去4回にわたって更新を行い、現在に至っております。

現時点においても、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付行為が行われるリスクは依然として存在しており、当該リスクに対して十分な備えを行うことは取締役会としての重大な責務であると認識しております。

その一方で、買収防衛策をめぐる近時の動向も踏まえると、いわゆる事前警告型の買収防衛策を準備しておく必要性は相対的に低下していると思料されることから、来年2月の有効期限に向けては、取締役会でも本対応方針の存廃について議論を重ねてまいりました。

当社を取り巻く経営環境や本対応方針の継続が及ぼす影響なども勘案して慎重に検討を行った結果、上述のとおり、本対応方針を継続せず、その有効期限である2023年2月開催予定の第110回定時株主総会終結の時をもって廃止することといたしました。

当面は過去に例を見ない厳しい経営環境が見込まれますが、長期ビジョン「キューピーグループ2030ビジョン」の実現に向けて2021-2024年度中期経営計画を推進することにより、また適切なコーポレートガバナンス体制の構築やステークホルダーとの協働・対話（適時適切な情報開示を含む）に努めることを通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

なお、当社は本対応方針の廃止後も、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付行為が行われる場合には、当該行為を行う者に対し、株主の皆様がその当否を適切に判断するために必要かつ十分な時間と情報の提供を求めるとともに、独立性を有する社外役員の意見を尊重した上で、金融商品取引法、会社法その他関連法令の許容する範囲内において、その時点で採用可能かつ適切と考えられる施策（いわゆる買収防衛策を含む）を講じる所存です。

以上

<別紙>

当社の現行定款における買収防衛策に関する規定は、下記のとおりです。

## 第8章 買収防衛策

(買収防衛策の導入等)

第46条 当社は、買収防衛策の導入、継続、変更および廃止については、株主総会の決議により定めることができる。

2. 前項に定める買収防衛策の導入、継続、変更および廃止とは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続きおよびこれに違反する者に対する対抗措置等を当社が定め、その適用を継続し、その内容を変更し、またはその適用を廃止することをいう。

(新株予約権無償割当て等の決議機関)

第47条 当社は、前条に規定する買収防衛策が定める手続きに従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い、新株予約権無償割当ておよび募集新株予約権の割当てを行うことができる。